令和6年度　まんまる保育園　重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始にあたり、瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則第4条に基づいて、説明すべき重要事項は次のとおりです。

1.　事業者

名称	株式会社 mamazi
主たる事務所の所在地	岐阜県瑞浪市上平町４丁目51番地
代表者氏名	取締役　服部　志満子
連絡先	電　話　0572-55-8350（予定） FAX　0572-55-8351（予定）

2. 施設

名称	まんまる保育園
所在地	岐阜県瑞浪市土岐町 6741-1
管理者氏名	園長　服部　志満子
連絡先	電　話　0572-55-8350　（予定） FAX　0572-55-8351　（予定）

3. 施設の目的及び運営方針

保育園の目的
まんまる保育園（以下「本園」という。）を利用する未満児の子ども（以下「園児」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とします。
保育園の運営方針
1　本園は、良質かつ適切な内容と水準の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての園児が健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指します。 2　園児の意思と人格を尊重して、常に園児の立場に立って特定教育・保育を提供するように努めます。 3　本園は、園児の家庭と地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、岐阜県、瑞浪市、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

4. 保育の内容

本園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成 29 年告示）と保育課程に沿って、園児の発達に必要な特定教育・保育を提供します。

5. 職員の職種・員数・職務の内容

職種	員数	職務の内容
園長	1 名	園の業務の統括
主任保育士	1 名	園長の補佐と地域との連携及び保育士の総括
保育士	4 名	保育の提供、その計画の立案、実施、記録と家庭連絡等の業務
保育補助	2 名	保育の補助
調理員	1 名	園児の給食業務
嘱託医	1 名	園児の健康管理等

6. 特定教育・保育を提供する日及び時間帯

開園日	月曜日から土曜日まで
開園時間	午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
特定教育・保育提供時間	保育標準時間認定 午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
	保育短時間認定 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
一時預かり保育事業	午前 8 時 30 分から 12 時 30 分まで（半日） 午後 12 時 30 分から 16 時 30 分まで（半日） 午前 8 時 30 分から 16 時 30 分（1 日） その他の時間帯については要相談。
	半日（4 時間）又は、1 日保育とする。 一時的に保育に欠ける乳幼児を保育する。 1 日 3 名まで。緊急性のある場合は要相談。
休園日	1　日曜日 2　国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日 3　年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで） 4　職員研修日

7. 保育料等について

保育料	園児の保護者は、保護者の市町村民税の課税状況により、園児が居住する市町村が定める額をまんまる保育園に支払います。 令和元年 10 月 1 日からの幼児教育・保育の無償化に伴い市民税非課税世帯の 0～2 歳児は、0 円。

給食費	保育委託費に含まれるため徴収はありません。
実費負担	園児の保護者は、園児が個人で使用する用品、又は個人で購入する物品の実費を本園に支払います。（連絡帳・カラー帽子等）

8. 利用定員

0歳児	3 人
1歳児	6 人
2歳児	10 人

9. 入園、退園について

入園	本園は、瑞浪市が行った利用調整により本園の利用が決定され、かつ、特定教育・保育の実施について瑞浪市から保育の依頼を受けたときは、これに応じます。
退園	園児が次のいずれかに該当する場合は、特定教育・保育の提供を終了します。 1 園児に係る支給認定の効力が失われたとき 2 保護者から本園の利用について取消しの申し出があったとき 3 瑞浪市が園児の利用継続について不可能であると認めたとき 4 その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

10. 提供する給食について

平日	昼食 瑞浪市の管理栄養士が献立等を管理し、本園の調理員が調理して提供します。
	おやつ 午前と午後の2回おやつを提供します。 おやつを含めた栄養計算となっております。
土曜日	土曜日は、お弁当を持参していただきます。 おやつは午前、午後の 2 回提供します。
アレルギー等の対応	アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合、個別に面談してできる限り対応します。（除去食・代替え食）

11. 緊急時、非常災害時における対応方法

緊急時	1 本園の職員は、保育中に園児の体調の急変その他緊急事態が生じたときは、保護者等に連絡するとともに、嘱託医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じます。 2 保育中に事故が発生した場合は、瑞浪市子育て支援課と保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。 3 本園は、事故の状況や事故に際して講じた措置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。 4 本園は、園児に対して保育中に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
非常災害時	本園は、非常災害に備えて、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者等を定め、非常災害時の関係機関への通報と連携体制を整備し、それらを職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難訓練その他必要な訓練を実施します。

12. 虐待の防止のための措置

1 本園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のために責任者を設置し、職員に対する研修を実施します。 2 本園は、虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、瑞浪市子育て支援課、児童相談所等、適切な機関に通告します。

13. 保育内容における苦情対応

1 本園は、保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情等受付担当者、苦情等解決責任者と第三者委員を設置し、保護者に周知するとともに、苦情に対して必要な措置を講じます。 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努めます。 3 苦情内容と苦情に対する対応、結果について記録します。

苦情等受付担当者 苦情等解決責任者 受付方法	主任保育士　後藤　彩香 園　長　　服部　志満子 面談、文書、電話等の方法で苦情を受け付けます。
第三者委員	（児童民生委員　土岐地区） 岩島　留美子さん 0572-67-2204

14.嘱託医

本園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

（1）内科

医療機関の名称	わだ内科外科クリニック
医師名	丹羽　信之介
所在地	瑞浪市山田町 671-11
電話番号	0572-68-3177

15. 健康管理

本園は，常に園児の健康に留意し、嘱託医による健康診断を内科は2回／年実施し、その結果を記録します。

16. 加入している保険に関する事項

本園は、以下の保険に加入しています。

（1）災害共済（独立行政法人　日本スポーツ振興センター）

保険の対象	園の管理下の負傷、疾病、障害、死亡
保険の内容	負傷、疾病… ＜福祉医療を利用した場合＞ 医療費の１／10 と入院時食事療養費の標準負担月額 ＜福祉医療を利用しなかった場合＞ 医療費の４／10 と入院時食事療養費の標準負担月額 障害…障害見舞金 41～3,770 万円 死亡…死亡見舞金 1,400 又は 2,800 万円

（２） 業務災害賠償責任保険（日本保育協会）

保険の対象	園施設の瑕疵、園施設の管理業務遂行上の過失、園業務遂行上の過失、又は園の提供する飲食物に起因する事故より園児や第三者の身体に障害を与えた場合や、財物を棄損した場合の補償。
保険の内容	〈園児のけが〉 死亡…250 万円 入院…2800 円 通院…1800 円 後遺障害…保険金 250 万円 死亡…死亡保険金 250 万円 〈財物賠償の支払限度額〉 対人賠償…10 億円 対物賠償…1000 万円 人格権侵害…1000 万円

17. 個人情報の取扱いに関する事項

本園では瑞浪市個人情報保護条例に基づき、本園の職員及び職員であったものは、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の個人情報を漏らすことはありません。また、市町村が決定した毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。

18. その他

この重要事項説明書の内容は、令和 6 年 4 月 1 日現在のものとします。
在園する園児数、学級数、人事異動等によって、内容が変更になる場合があります。

保護者用

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明とさせていただきます。

まんまる保育園

園長　服部　志満子

令和６年４月１日

同 意 書

私は、本書面に基づいて、当園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和６年４月　　日

保護者住所　　：

保護者氏名　　：

園児との関係　：

園児氏名　　：

：

：

園児クラス名　：

：

：

この同意書は２通作成し、保護者と保育園は各自その１通を保有します。

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明とさせていただきます。

まんまる保育園

園長　服部　志満子

令和６年４月１日

同 意 書

私は、本書面に基づいて、当園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和６年４月　　日

保護者住所　　：

保護者氏名　　：

園児との関係　：

園児氏名　　：

：

：

園児クラス名　：

：

：

この同意書は２通作成し、保護者と保育園は各自その１通を保有します。